

12 動物用医療機器

		区分			調査会	部会	分科会	諮問の有無
医療機器 に諮問する 動物用	薬事・食品衛生審議会	薬事分科会 審議	1	申請動物用医療機器の基本的な構造・原理、使用目的、使用方法、性能、予想される不具合等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき分科会長が決定するもの。	○	○	○	有
	部会審議	2	基本的な構造・原理、使用目的、使用方法、性能が既承認動物用医療機器と明らかに異なり、新規性を有する医療機器		○	○	▲	有
		3	高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の指定、特定保守管理医療機器の指定を新たに行う必要があるもの。ただし、本表2に該当するものを除く。		○	○	▲	有
動物用医療機器 で処理する	調査会に相談して処理	4	申請動物用医療機器の基本的な構造・原理、使用目的、使用方法、性能、予想される不具合等からみて、調査会審議が適当であると部会長が決定するもの。		○	▲	×	無
	事務局のみで処理	5	その他		×	×	×	無

注)○印は審議、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

